

芦屋市交通安全対策委員会及び連絡会設置要綱新旧対照表（案）

新：改正後（案）	旧：改正前
<p>○芦屋市交通安全対策連絡会設置要綱 令和8年4月1日 (設置)</p> <p>第1条 芦屋市の交通安全対策に関する取組を推進するため、芦屋市交通安全対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全対策に関する情報交換 (2) 交通安全対策のための相互間の連絡調整 <p>（組織）</p> <p>第3条 連絡会は、別表に掲げる者及び団体等から選出された者（以下「委員」という。）により組織する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。</p> <p>2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第5条 連絡会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は都市政策部参事（都市基盤担当部長）をもって充て、副会長は都市政策部都市基盤室主幹（維持施設担当課長）をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>○芦屋市交通安全対策委員会設置要綱 平成28年4月1日 (設置)</p> <p>第1条 芦屋市交通安全計画を策定するとともに、当該計画の総括及び検証を行うため、芦屋市交通安全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 芦屋市交通安全計画の策定に関すること。 (2) 芦屋市交通安全計画の総括及び検証を行うこと。 (3) その他交通安全対策に関すること。 <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、別表に掲げる者及び団体等から選出された者（以下「委員」という。）により組織する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。</p> <p>2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は都市政策部参事（都市基盤担当部長）をもって充て、副委員長は都市政策部都市基盤室主幹（維持施設担当課長）をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>

新：改正後（案）	旧：改正前
(会議)	(会議)
第6条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。	第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 連絡会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。	2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。	3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
(庶務)	(庶務)
第7条 連絡会の庶務は、交通安全啓発に関する事務を所管する課において処理する。	第7条 委員会の庶務は、交通安全啓発に関する事務を所管する課において処理する。
(補則)	(補則)
第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。	第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
附 則	附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。	この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。	
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
交通安全に関する学識経験者 芦屋市PTA協議会 芦屋市老人クラブ連合会 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 都市政策部参事（都市基盤担当部長） 企画部市長公室市民参画・協働推進課長 こども福祉部こども家庭室こども政策課長 都市政策部都市戦略室都市政策課長 都市政策部都市基盤室道路・公園課長	交通安全に関する学識経験者 芦屋市PTA協議会 芦屋市老人クラブ連合会 芦屋警察署 芦屋交通安全協会 都市政策部参事（都市基盤担当部長） 企画部市長公室市民参画・協働推進課長 こども福祉部こども家庭室こども政策課長 都市政策部都市戦略室都市政策課長 都市政策部都市基盤室道路・公園課長

新：改正後（案）	旧：改正前
都市政策部都市基盤室主幹（維持施設担当課長） 消防本部消防室救急課長 教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長	都市政策部都市基盤室主幹（維持施設担当課長） 消防本部消防室救急課長 教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長

※比較いただくために、文言等を一部削除しております。